誓約書

長井市結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たり、長井市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約いたします。

　なお、要綱第１１条の規定に該当し、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、要綱に基づき所定の補助金返還義務を負うことに異存ありません。

（１）夫婦の一方又は双方が過去に結婚新生活支援補助金の交付を受けたことがないこと。

（２）申請日から２年以上継続して長井市内に居住する意思があること。

（３）夫婦が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

令和　　　年　　　月　　　日

長 井 市 長　様

住　所

氏　名